

新型コロナウイルス感染防止ガイドライン（第五版）

（公社）日本鍼灸師会 危機管理委員会
（公社）全日本鍼灸マッサージ師会 スポーツ・災害対策委員会
令和2年 4月10日 発出
令和2年 5月 7日 改訂
令和2年11月25日 改訂
令和2年12月25日 改訂
令和3年 2月10日 改訂

《 はじめに 》

令和元年12月に中国湖北省周辺で発生した新型コロナウイルス感染症は全世界的かつ急激な勢いで感染者数が増加し、我が国では令和2年4月7日、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言が発令された。感染者数はいったん減少傾向になったものの、その後再び増加に転じ、令和3年1月13日、再度、緊急事態宣言が発令された。このような状況下で、新型コロナウイルス感染から施術者、スタッフや患者を守るために、以下の感染防止ガイドラインを作成した。

【院内施術の場合】

《 始業前 》

- スタッフの検温、体調チェック（感冒症状の有無など）を行う。
- スタッフ同居家族の健康状態を申告してもらう。
- 感冒症状があるスタッフや新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は業務を行わない。

《 待合室 》

- 患者との接触機会を減らすため、受付やレジ前において待合室と仕切る透明ビニール・カーテンかアクリルのパーティションを置く。
- 鍼灸院入り口に、発熱や咳など感冒症状のある方は施術できない旨掲示し、入室を回避する。
- 必ず予診（検温、体調チェック）を行い、発熱や咳など感冒症状のある患者には施術を行わない。
 - ◎ 解熱剤・総合感冒薬等を服用している場合もあるので留意する。
 - ◎ 新患（日常生活パターンや行動範囲が把握できない患者）の受け入れには特に注意する。
- 予診・問診の際は必ず施術者、患者ともにマスクを着用する。対面で問診等を行う場合は、マスクに加えゴーグルやフェイスガードの使用が望ましい。
- 室内で患者同士が十分な距離（1m以上、可能なら2m）を取れるように調節する。（例えば予約制にし、来院時間を調節する等）すなわち複数の患者が同じ空間に一定時間居ることを回避する。
※手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者は濃厚接触とみなされる。
- 機械換気が設備されていれば活用し、窓の開放や換気扇を使い、室内の換気を頻繁に行う。
- トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため、使用後には清拭消毒をすることが望ましい。また、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。洗面台にはペーパータオルを設置する。（タオルの共

同使用は避ける。)

- 可能であればキャッシュレス決済を導入し、コイントレー等での金銭授受を行う。
- スタッフ休憩スペースにおいては、定期的に手の触れる場所について消毒を行う。又、共用する物品についても定期的に消毒する。

《 施術中・施術後 》

- マスクは必ず着用する。患者にもマスクを着用させるのが望ましい。
- 一人の施術者で同時に複数の患者に施術を行わないことが望ましい。行う場合は、施術患者を交替するごとに、手洗いと手指のアルコール消毒を徹底し、施術グローブ使用の場合はその都度交換する。
- 施術後は、リネン（タオル等）の交換を1人ずつ行う。
- 機械換気が設備されていれば活用し、窓の開放や換気扇使用による室内の換気を頻繁に行う。
(最低でも1時間毎)
- 必要なら患者の高頻度接触部位（ベッド等）に清拭による消毒（※）を行う。
※アルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する。
- 施術前、施術後の手洗い、手指消毒を徹底する。(手洗いは石鹸を使用し、流水で行うことが重要。)

《 休憩時間 》

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあるので注意する。
- 休憩室、喫煙所、更衣室では、大声による会話や大人数（例えば5人以上）での飲食は控える。
(休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。)
※感染リスクが高まる「5つの場面」参照

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

《 終業後 》

- 機械換気が設備されていれば活用するとともに、窓の開放や換気扇使用による室内の換気を行う。
- 待合室内のイス、テーブル、備品、ドアノブ、手すり等の清拭による消毒を行う。
- 治療室内のベッド・器具等の清拭による消毒を行う。
- リネン類・白衣等は毎日交換、洗濯する。
- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉する。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、作業後は手洗い、手指消毒を必ず行う。

【往療の場合】

《 始業前 》

- スタッフの検温、体調チェック（感冒症状の有無など）を行う。
- スタッフ同居家族の健康状態を申告してもらう。
- 感冒症状があるスタッフや新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は業務を行わない。
- 事前に患者の健康状態・感冒症状の有無、同居家族の健康状態を把握しておく。
- 感冒症状がある患者や新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は訪問しない。
- 訪問前に必ず手洗い、手指消毒を行う。
- その他、施設等の指示に従う。

《 休憩時間 》

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあるので注意する。

《 施術中・施術後 》

- マスクは必ず着用する。患者にもマスクを着用させるのが望ましいが、無理はさせない。
- 同一建物など一人の施術者で同時に複数の患者に施術を行う場合は、一施術につき、手洗いと手指のアルコール消毒で次の患者に対応する。施術グローブの使用も視野に入れる。
- 施術後は、リネン（タオル等）の交換を1人ずつ行う。
- 機械換気が設備されていれば活用し、窓の開放や換気扇使用による室内の換気を頻繁に行う。
- 必要なら患者の高頻度接触部位に清拭による消毒を行う。
- 施術前、施術後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- 玄関のドアノブを閉めた後、もう一度手指消毒をおこなう。

【寒冷期および寒冷地における対策】

- 機械換気による常時換気を行う。
 - 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時、窓の開放を行う。（窓を少し開け、室温は18° C以上を目安にする）
 - 連続した部屋等を用いた2段階の換気（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も有効。
 - 換気しながら適度な加湿（湿度40%以上を目安）を行う。（加湿器使用）
 - こまめな拭き掃除を行う。
- ※2段階換気の例・・・待合室および施術室を暖房し両室間に開放口を作る→待合室の窓を適度に開放し、施術室において換気扇を使用する。
- ※室温の低下への対応例・・・ベッドに電気毛布・電気カーペット等を敷く。

【新型コロナウイルス接触確認アプリ等導入についてのアナウンス】

- 感染拡大防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入について施術所内でアナウンスを行う。

※新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html